

反障害通信

24. 4. 3

146号

「力による現状変更は許されない」ということ

あの安倍元首相が、在任中に中国の東アジアでの動きに対して、「力による現状変更は許されない」という発言をしているのをテレビで観ていて愕然としました。

「批判は自己批判から」——過去の侵略と植民地支配の反省がない歴史修正主義の虚言

安倍元首相は、自民党が野党時代にまさに右翼的発言を繰り返してしていました。その中に、過去の「侵略戦争と植民地支配」の反省を覆す、歴史修正主義的な発言がありました。第二次政権で首相の座に帰りざいたとき、生活保護の切り下げや、靖国参拝をして右派政治家としての突き出しをしていて、中国や韓国との関係を悪化させ、そういうことに前後して、野党議員からの過去の発言を問うことの一つとして、「侵略戦争などなかった」と言ったことで、「侵略の定義」を問われ、「侵略の定義は歴史学者(専門家)に任せる」などと発言していました。侵略の定義も答えられないで、政治家が務まるとはとても思えないのですし、後に、「集団的自衛権は憲法違反だ」という憲法学者の9割以上の意見に対して、専門家の意見に任せないで、それどころか無視して、改憲改憲としての戦争法案を通したのです。安倍元首相の政治理念の核は祖父の岸信介元首相の念願だった憲法改正ということが軸に在り、そのための自民党の最大の支持母体の財界の支持をとりつけるためのアベノミックスもありました。

ここで、冒頭の驚愕の話に戻るのですが、「力による現状変更」ということのひとつが、侵略戦争の定義なのです。だから、おもわず、「それが侵略の定義だよ」と内語でですが、叫んでいました。

さて、安倍元首相は民主主義の対話のルールを無視するひとでした。自分が野党議員からヤジを飛ばされると(これは発言の機会のない当選回数のない議員の民主主義的な参加の形式なのですが)、委員長に制止を求め、一方で自分は首相として、答弁する立場の席にいるのに、ヤジを飛ばして委員長から何回も注意を受けています。首相どころか議員辞職勧告を受けるようなことです。民主主義の対話のルールも守らない、政治倫理など無縁のようなひとが首相をやっている恥ずかしい限りでした。安倍元首相はまだ自分がまだ首相の地位にいるときに、「わたしのあとを引き継いで首相になるひとは、大変だろうな」などと他人事のような、無責任極まりない発言もしていました。確かに、内閣人事局を作り官僚支配から、マスコミ支配もして、検事総長の人事まで動かそうとし、五輪の不正で逮捕された理事がその職に就くのを躊躇していたのに、「わたしがそのようなことをさせないから大丈夫」お墨付きを与えて、理事にさせたのです。これらは、権力者の力をちらつかせた、立身出世と金儲けの利害誘導という、力による現状変更や力による支配の維持だったのです。その重しが旧統一教会問題の反作用で自らが命を落とし、そのタガが外れて、自民党は裏金問題が一気に表に出てきて、内閣の支持率が暴落しています。

アベ政治の失われた 10 年

自民党は政権に返り咲いてから、民主党の政権時代を「失われた三年」などと称していましたが、今、日本の置かれている状況をとらえると、まさにアベ政治の失われた 10 年と言われる日本の没落状況です。安倍元首相の発言で最も印象に残ったのが「世界一企業が活動しやすい国」という発言です。これは実質、「大企業と金持のための政治」ということで、こんな露骨なことを口に出した首相はいません。これら「アベノミックス」と言われたことが何をもたらしたのか、製造業などが安い労働力を求めて海外流失し、労働者の非正規雇用が増え、公共事業の民間委託が増え、電子化の作業で I T 関係の事業で民間の企業に委託し不具合が生じ現場で混乱が生じているのに（情報支配という意図も含んで）進めようとする、それと関連して、非正規雇用を増やし人材派遣会社が中抜きで儲け、持続可能ではないイベントで広告会社が暗躍し、大企業に支配される企業が利益増大を求められて不正を働く、中小企業は大企業から収奪され労賃を上げられない、家族をもち子どもをそだてられる環境自体が破壊されていったところで出生率が下がっていき、海外旅行に行くひとよりも、円安でむしろ外国人が日本に来るようになり、それを相手にした食堂の料理が日本人庶民が手が出ないような料金に上がり、外国から労働者が出稼ぎに来ていたのが、ちゃんと身分保障と労働環境の整備と福祉保障をしないで敬遠されるようになってきて働き手不足に陥り、さらに今度は日本人の若者が外国に働きに行くような状況になっています。操作して異常に上がっている株価が何時暴落するか危機の中にあり、インフレになっても、アベノミックスの推進でどんどん赤字国債を発行して行ったから、金利を上げると国債の金利が上がり、国債の金利負担が増え国債が暴落しかねないから、金利も上げられないというジレンマに陥っています。これがアベノミックスといわれていたことの「結果」なのです。

アベ政治を引き継いでいるひとたちの腐敗

アベ政治は自己責任や倫理道徳をくちにしていたのですが、そもそも「もり・かけ・さくら」で倫理破綻していたのですが、今日裏金政治で、アベ政治の流れのなかにいるひとの、その倫理自体が嘘っぱちであったことが露呈しています。倫理的なことを吹聴していた世耕元参議院自民党幹事長が、与党議員なのに派閥のせめぎ合いの背景の中で首相に説教をたれていたのに、裏金問題で「秘書の責任」にしてしまったのには、驚愕しました。こんなにもひとは、白々しく厚顔になれるのでしょうか？ そして、安倍元首相はトップの立場で、差別的な発言を、その周りで固める差別主義者たちにさせていたのですが、事実をねじ曲げ「公金チュチュウ」とか言っていた議員たちも、この不正に関与しています。

そもそも、マイナンバーカードとか、その紐付けで情報収集の制度を作ろうとしているひとたちが、秘密保護法とかで国の情報を隠蔽し、また裏金、政策活動費など、政治家としての支出をなぜ明らかにしようとしないのでしょくか？ 政治活動の自由などと称していますが、秘密にする必要がなぜ生じるのかわけが分かりません。

安倍元首相は裏金作りに反対していたという発言が周辺から出ているようですが、事実かどうかとも判らないのですが、そもそも、発覚したときの事の重大さを認識していたようです。そもそもこれらのことはずっとあったのです。アベノ重しがなくなって、やっとマスコミもとりあげたのです。まさに、「わたしのあとを引き継いで首相になるひとは、大変

だろうな」のはなしです。アベノミックスの破綻の始末をどう着けるのかを含めてです。

「力による現状変更は許されない」ということ

さて、話を「力による現状変更は許されない」という話に戻します。これは、そもそも憲法9条や国連憲章の「武力による問題解決の途を選ばない」ということに通底していることです。だから、「力による現状変更」をしようとした反省から作られている憲法をないものにしようとしている改憲論者、しかも歴史修正主義者が口に出来ることではないのです。しかも、戦後の歴史において、もっとも「力による現状変更」をしてきたのは、軍事同盟を結び従属してきた米国なのです。そしてそもそも建国の歴史からして力による現状変更をしてきたのはイスラエルで、パレスチナ問題でそのイスラエルによる「力による現状変更」を支持、容認してきたのもアメリカです。ウクライナ侵略をしたロシアを批判し経済制裁を発動していることと、イスラエル支持がダブルスタンダードになっているという批判が出て来ています。日本は、そのアメリカに追従し、中国の「力による現状変更」を批判するなどというのは、これもダブルスタンダードの笑い種です。まして、中国の脅威などということを経験して、力による力の対峙的に軍事力を増大させていくなどというのは、「力による現状変更は許されない」ということと真逆への途への踏み込んでいるとしか思えないのです。「力による現状変更は許されない」というならば、力による力の対峙という危うい、世界の破滅への緊張感を解除する、軍拡ということをいかに押さえて、外交による軍縮による、世界体制をどう創り上げていくのかを模索することではないかと思えるのです。

「力による現状変更は許されない」とするならば、なぜ「力による現状変更」をしてきた国と軍事同盟を結び、維持しようとするのでしょうか？ そして仮想敵なるものを造り上げ、攻めてくるという幻想をふりまき、軍備を拡大していくのでしょうか？ アメリカの大統領選挙が今年あり、世界の脅威であったトランプがまた返り咲くかも、という話が浮上しています。そもそもバイデン自体も、紛争をなくす途に進むのではなく、逆に紛争を拡大する要因になっています。このときにこそ、日米安保条約自体を見直すときに来ているのではないかと思います。軍事同盟自体が紛争の元になっているのです。全ての軍事同盟を破棄し、そもそも<力>による政治なるものを終焉させるときではないかと思うのです。

(み)

(「反差別原論」への断章) (76) としても)

読書メモ

今回から、[廣松ノート(5)]『弁証法の論理 弁証法における体系構成法』にはいきりません。廣松さんが、書き上げた時点で、自ら三本の指に入る著作と挙げている本です。廣松さんには珍しく判りやすさを求めて、書簡体になっているのですが、内容的には哲学的概念が織り込まれていて、最初に読んだときに、ほとんど全面的に傍線を引いていました。今回メモを残すに当たって、読み解く作業をしたのですが、逆に難解さをましてしまったのではとも危惧しています。とりあえずのメモとして作業を進めます。

・廣松渉『弁証法の論理 弁証法における体系構成法』青土社 1980 (1)

この本の初出は、『現代思想』に十二回にわたって連載した書簡体の論攷「弁証法における体系構成法」 i P です。この本は、わたしの読書計画では、実は『物象化論の構図』の後に、そして基幹学習の最後の主著の『存在と意味』のひとつ前に再読する予定でしたが、前から書いているように、für es (当事者意識) と für uns (第三者・学的意識) の弁証法で、「とんでもない」取り違えをしているのに気付いて、その検証を早急にしておきたいと、先に読むことにしました (宿題①)。丁度執筆順にもなっているようです。実は、もうひとつの懸念がでています。この本には目次には載っていない、「啓上」で始まる、「はじめに」か「序 (文)」に当たるような文があるのですが、それをさっと流し読みしていて、「弁証法は単なる論理学ではなく、存在論および認識論と三位一体的な統一態をなすものである以上・・・・・」 iv P とあり、わたしはこの三位一体性はヘーゲル弁証法で、廣松さんは存在論を入れると絶対精神の自己展開となる故に、存在論は切り離すことだとしていと押さえていました。これも、この本の中で検証していくこととなります (宿題②)。以上2点の宿題に関しては、後述あるいは「追記」で書こうと思っています。

さて、この本は廣松さんにしては珍しく対話的な書簡方式の文になっています。で、註などもついていません。で、分かりやすい、読みやすい文になっているのかと言えば、そんなことはないのです。そもそも廣松さん自身が、「自家了解」 iii P という詞を使っています。この本は、『著作集』二巻に所収されていて、その解説を書いている高橋洋児さんが、ドゥールズ／ガタリ概念でしょうか、「リゾーム状」という詞を用いて、現しています。要するに他の著と根っこ的にひろがり絡み合っているような展開になっていて、実際にこの著の中で、他の著を参照というようなことを連発しています。それを書き出して、構成していくと、きっと何冊かの本になるかと思えます。勿論、それはきっと主著の『存在と意味』への途になっているのでしょう。尤も、『存在と意味』で弁証法ということばを余り使っていないという話です (高橋さんの解説)。頭のなかに入って展開しているところを、読み出していくというところで、『存在と意味』自体がまた膨大な書き込みになっていきます。だから、「読みやすい」というのは、余りにも難しいから、それを軽減するために書簡体にしたという話にすぎません。

さて、その「はじめに」にあたる文の中で、この本の位置づけに当たる文が出て来ます。「・・・・・本書は著者自身にとっては枢要と自認される論攷の一つです。著者がもしこれまで世に問うた十余冊の自著のうち三冊の自撰を求められるとすれば、躊躇なくその一冊として本書を数えます。本書は、別著『存在と意味』を江湖に送り出すための直截の予備作業であり、且つ同時に、固有の存在意義を有するものと念う所以です。」 i P とあります。この著は、ヘーゲルの弁証法との対話の中で、自らの体系を構成していく廣松弁証法の構築ということを目指して書かれた著で、『存在と意味』につながる重要な著です。

そういうことで、またほとんど対話に踏み込むメモもとれないままの全文切り抜きのような膨大な切り抜きになりそうなのですが、多分、廣松さんの過去の文を読んでいないひとはほとんど理解出来ないだろうし、わたし自身の備忘録としても、余り用を為さなくなります。で、今回は思い切って、メモを導入的に使ってそこに切り抜きを入れるという

方法にします。

また、節にあたる「一」「二」「三」の中に、それぞれ段落があり、それが項的になっているので、それに、「お笑いぐさ」になりそうなのですが、学習的に「恥ずることが学び」というところで表題をつけていきます。

まずは、目次を挙げます。太字にはなっていないのですが、わたしの文との区別をつけるために**太字**にします。目次は、そもそも「体系構制」というときき、同様に展開していくのか、というときに、それ自身が対話—分析の対象になるのでしょうし、ヘーゲルやカント、アリストテレスなどの体系構制と対比させながら、押さえていく作業が必要になるのだと思いますが、そもそも基礎学習をなしていないわたしにはとてもできません。とりあえず複書するに止めます。

目次

第一信「端初」の設定をめぐって

- 一 プラトン・アリストテレスの弁証法
- 二 帰納法的手続の先取（註）性と論理的悖理
- 三 ヘーゲル『大論理学』初版の端初論

第二信「意識の経験の学」のの構制

- 一 『精神現象学』緒論における見取図
- 二 「現象知」を叙述する方法論的構案
- 三 ヘーゲルにおける意識の経験の披界

第三信「上昇的展開」と四肢構造

- 一 ヘーゲル・マルクスの「意識」概念
- 二 『精神現象学』本論の構制上の実態
- 三 ヘーゲルにおける上昇的進展の配備

第四信「下降」の途と上向的論述

- 一 体系の「円環」的構造と上昇・下降
- 二 下降の三様式——移行・照映・発展
- 三 マルクスのヘーゲル批判と“上向”法

第五信「方法論的展開相」の構図

- 一 ヘーゲル弁証法の「三階梯」的進展
- 二 弁証法的否定の論理構制上の“仕組”
- 三 成素複合型と有機醸成型の体系構制

第六信「原始函数」の整型と充当

- 一 所謂「分類」および「抽象」の実相
- 二 系列的整序の諸相と函数概念的補完
- 三 「原始函数」整型の洞見性と相対性

第七信「判断」の機制と関係規定

- 一 主語的对象に関する実体主義の排却
- 二 「主語—述語」構造と函数的連関態
- 三 所謂「個体的特性」と関係態の結節

第八信「主辞—賓辞」と函数成態

- 一 主語的与件と述語的規定との關係相
- 二 主語・述語規定の「対他的」反照關係
- 三 判断成態と「函数—変項」の内的構制

第九信「変化」の記述と当体措定

- 一 実体的個体の物理的「没自己同一性」
- 二 遷移の当体と「可能態」・「現実態」
- 三 変化の諸相と「函数態的当体」の措定

第十信「肯定・否定」と存在様相

- 一 「存在様相」をめぐる問題論的構制
- 二 「肯定」・「否定」と間主観的妥当性
- 三 「判断措定」の命題成態への内自化

第十一信「対論」の論理と推理連鎖

- 一 論理的「根本定律」の事実性と規範性
- 二 所謂「因果的必然性」と当為的必然性
- 三 推理連鎖の論理的機能と真偽の価値

第十二信「叙述体系」と著者・読者

- 一 体系にとっての「端初」とエンドクサ
- 二 著者と読者との「協働」的概念把握
- 三 叙述体系の真理必然性と論理必然性

(註) 目次では「あなかんむり」が付いているのですが、その漢字がどうしても探し出せません。本文中で、ここに当たるところは、全部「先取」となっているので、「取」としておきます。

さて、目次にはないのですが、冒頭の導入文に書いている、「啓上」で始まる「はじめに」にとか、「序」当たるような文から始めます。導入文に書いているのは重複するので省きます。ここからは斜文字がわたしの文です。「」内の文章は引用文です。

序(文)に当たる部分

なぜ「弁証法」を問題にするのかという件がでできます。「……本来的には「弁証法」は決して単なる論理ではなく、また、「哲学大系」は断じて博物誌の謂いではない筈です。……故実を鑑みると、目下冀求されうるのは、革(「あた」のルビ)らしい視座と指針の生きにとどまるとも思えます。しかし、著者の看るところでは新しいパラダイムの構図は既に先哲の事績を通じて開示されており、暫定的にせよ、それを受け留めて体定型化することが課題をなす局面を夙に迎えているように見受けられます。著者が就中マルクスを念頭に置きつつ「弁証法における体系構成法」の対自化を試みたのは、けだし、この了解に基づくものにほかなりません。」 ii P

形式論理学と弁証法の論理との関係性についての廣松さんの説明が出てきます。

「著者に言わせれば弁証法的理性論理が形式的悟性論理をアウフヘーベンしているということは、決して弁証法が形式論理の体系を既成の体系としてそのまま下位的な予備部門と

して包摂している謂いではありませんし、また両者の関係をユークリッド幾何学と非ユークリッド幾何学の関係になぞらえるのも割切ではありません。形式論理学と弁証法との関係は、平面的にであれ立面的にであれ、既成の体系どうしの関係として単層的に扱うことでは済まないのであって、われわれとしては、弁証法的理性論理がダイナミックな論理展開にさいして、形式的悟性論理の分別知（ディアノイア）をその都度のモメントとしつつ内在的に止揚していく構制を方法論的に式述することをこそ要件とします。」 iiiP ここどころ、弁証法が形式論理学を包含するものではなく、そこにパラダイムの転換が在るとの話としてわたしは押さえています。ひとつ、わたしが過去にユークリッド幾何学から非ユークリッド幾何学へのパラダイム転換を書いたことは、ここの廣松さんの文を読んでいくと、ユークリッド幾何学は非ユークリッド幾何学に包含されるようにも読み取れるので、これについては、後に検証します（宿題③）。

さて、このメモの冒頭でわたしが宿題②とした存在論および認識論、論理学の三位一体性の問題、肯定・否定両面的な文がでてきます。「認識がもし客観的対象の単純なる模写であるとすれば、“自存的な” 客体自体とやらの主宰のもとに、“三位一体” が成立しうるかもしれません。だが、模写論が大前提とする「主観—客観」の二元論的図式そのものが妥当しないことは爰に絮言を要せぬところでして、……そこでの大前提たる「主観—客観」図式を止揚する地平において「三位一体」の定礎を要します。精確に言えば、むしろ、弁証法的な三位一体を支える構制に即してこそはじめて「主観—客観」図式の止揚も可能になる、と申さねばなりません。けだし弁証法に関する論攷は、単なる方法論的手続の次元を超えて、存在論や認識論の準位への関説を余儀なくさせる所以です。……

（小さなポイントで）「事実世界が如何にして可能であるか」という哲学的論及において、存在論・認識論・論理学が三位一体化する所以……」 ivP そもそもヘーゲルにおいて、「事実世界が如何にして可能であるか」で、絶対精神の自己展開が出てきたのです。後に、歴史的な存在という所で三位一体性を認めるとヘーゲルの絶対精神の自己展開という陥穽に陥ってしまうということがこの本の中でも展開されていたので、そこで改めて指摘しつつ、後の書も含めて「切断する」という件が後に出てこないか、検証します。この宿題は継続です。

「序」の通例にならって「これらの論件は本書ではじめて立入ってみた」こととして、章にあたる「第〇信」をあげていませんが、この本の内容展開をしています。なお、これも試論としてほしいどの章（第〇信）で展開されているかを書いてみます。

「伝統的な実体主義的存在観と相即する「実体—属性」の構制に代えて「函数—変項」の構制を関係主義的な存在観に照応するかたちで導入するにあたっての「主語—述語」関係の函数概念的な規定態の検討（第七信）。論理学に所謂「判断の質」つまり「肯定・否定」を間（「かん」のルビ）主観的な場で第一次的に定位し、思考なるものを本源的に“内なる対話”として了解する弁証法的思惟観の構制をこの点からも照射しつつ、「積極的事態」「消極的事態」の物象化が成立する機序を討究する作業（第十信）。「存在様相」の問題を現代物理学の自然観・法則観と見合うかたちで把え返しつつ、「可能態から現実態への転成」という構図を「必然性と偶然性の統一」という弁証法的法則観と併せて「弁証法的転化」論の構制とリンクさせる試論（第九信）。弁証法的対話のフェア・エスとフェア・ウンスとい

う域にとどめることなく「著者」と「読者」との協働的営為の場面をも含めて方法論的に対自化する考案の模索（第十二信）。——論理的必然性と因果的必然性、当為的必然性と事実的必然性の関係という問題については詳説と断案を持ち越すことにしましたけれども（第十一信で少し展開）——、・・・・・・・・」vP

この著で、ヘーゲル弁証法との対峙というところで、カッシーラー／ロツツェの函数的連関態という概念がかなり詳しく展開されていて、実体主義からパラダイム転換した関係性の第一次性ということにつながり、三項図式批判、四肢構造論と展開していく流れが立てられてきます。それが『存在と意味』にどう繋がっていくのか、まさに廣松さんにとって重要な著作になっています。この著は、ヘーゲルを軸にした弁証法に関する基礎知識という前半と、後半での廣松さん自身の理論的展開とに分かれています。前半はかなり飛ばし気味にして、後半についてとらえ返しを深めようと思います。

（追記）

（宿題①）に関して、とんでもない勘違いをしていたことを書きましたが、このわたしの勘違いは単に、語学的な錯誤だけでないということもとらえ返しています。それは、ヘーゲルのフェア・ウンスという「観望」は、マルクスの廣松的なフェア・ウンス、すなわち、哲学的「観望」、学的、第三者的とらえ返しとは違ってエンドクサ的「観望」のままになっていることをこの本を再読する中でとらえ返しています。おまけに、障害問題を論じてきたわたしの立場としては、フェア・エスの訳語として使われている「当事意識」という概念になると、「障害者運動」の理論化の中で言われている「当事者主体」というとらえ方があり、マジョリティの wir われわれ的な意識よりも差別に関しては根源的なとらえ返しができるという考えがあり、そこでショートを起こしたのだともとらえ返しています。また、そもそもこの社会の価値観に多くのひとがとらわれているという意味での、wir われわれ的な意識のエンドクサ、これがまさにわたしが誤読したかもしれない、ヘーゲル的な「観望」なのですが、そんなところでの wir 批判がありました。そんな思いの中での錯誤でした。実際には、ヘーゲル的な「観望」をアウフヘーベンしたところでマルクスの・廣松のフェア・エスがあり、それをさらにアウフヘーベンして、マルクスの・廣松のフェア・ウンスがあるとしてとらえていたところで、いつの間にか、それがたわしの頭のなかでショートしてマルクスの・廣松のフェア・エスとフェア・ウンスがひっくり返っていたというお笑いぐさになっていたのです。「ヘーゲル的な「観望」をアウフヘーベンしたところでマルクスの・廣松のフェア・エスがあり、」というところは、アウフヘーベンではなくて、どちらもエンドクサでしょうが、「障害者運動」的にとらえ返した「当事者主体」という概念では、どうなるのかは検討の余地があるのかもしれない。

第一信「端初」の設定をめぐって

「拝呈」に始まる序

「弁証法」をめぐる論件のうち、「体系構成法」に関わる方法について卑見を綴る」7P とこの著のサブタイトルになっていることの説明を兼ねて主題を述べています。そして、その始まりを「議論の順序として、まずやはり「端緒」の設定をめぐる問題点にふれておくべきかと考えます。惟えば、これはヘーゲルの場合のみならず、プラトンやアリストテレ

スの場合においてもすでに、論理構制としての弁証法が分出的に岐れる「基(「もと」のルビ)」であり、端初論の周辺を照射することによって、弁証法の論理的特質を隈取ることができるものと予期されます。……」7-8P と押さえています。

一 プラトン・アリストテレスの弁証法

(この節の問題設定)「弁証法の学祖として、ゼノンを挙げるか、ヘラクレイトスに遡るか、これは議論のあるところですが、体系的構成法という見地からするかぎり、とりあえずプラトンから問題にしていけば足るはずです。」8P

第一段落——プラトンの弁証法 8-10P

ここからは段落のページ数をわたしの仮表題の後ろに挙げています。

「ディアレクティケー (弁証法 *διαλεκτική*) という言葉にディアロゴス (対話) テクネー (術) という原義が生きて」8P いて、「プラトンの弁証法が学知の方法的展開と密接不可分」と展開しています。そして、プラトンの「創立した学院(「アカデメイア」のルビ)の門に「幾何学を知らざる者は入るべからず」と掲示した」8P けれど、「幾何学の方法ですら駄目であるからこそ弁証法というものが要件にな」9P り、プラトンは「幾何学が依然として感性的直観の援けを借りるから理性知(「ノエシス」のルビ)に徹せぬこと、ただか悟性知(「ディアノイア」のルビ)にすぎない廉で却けるのです。」9P ということを取りあげ、「哲学者は、出発点に据える前提的緒命題と自明の真理とみなすのではなく、それをあくまでも一つの仮設という資格づけのもとに仮定しつつ、そこから一定の帰結を導き、この帰結に徴して最初の仮設的命題を吟味(「エレンケイン」のルビ)し、論駁(「アナイレイン」のルビ)する……そこで、もう次元高い仮説がおのずと泛かび、これを前提として内的対話が継続され、吟味・論駁があらためて遂行される。そして、更に……という具合に進行します。」9P と弁証法的途行き(上向)を説明します。そこで、それでは無際限、懷疑論にならないかという質問(自問)に「理性の所知は、『国家(「ポリティア」のルビ)』篇の有名な条子を援用していえば、「ロゴスそのものが対話の力 [ヘー・トゥー・ディアレグスタイ・デュミナス=弁証の能力] によって把握するところのものであって、この場合、ロゴスはさまざまな仮説的前提(「ヒュポテシス」のルビ)を絶対的原理(「アルケー」のルビ)とするのではなく、文字通りヒュポテシス [ὑπόθεσις ヒュポ=下に、テシス=置かれたもの] となし、謂わば踏み台・跳躍台として扱いつつ、万有の原理(「アルケー」のルビ) [端初・始原・原基] へと上昇し、無前提の [アニュポテトン=仮説(ヒュポテシス)ではない] ものにまで到達する。そして、一旦、その原基(「アルケー」のルビ)を把握したうえで、今度は逆に、アルケーに依存しているものを次々に辿りながら終局に到るまで下降していくのであるが、そのさい、およそ感覚的に知られているものを何一つ援用することなく、もっぱら形相(「エイダス」のルビ)そのものだけを用い、形相から形相へと動き、形相に達して終わるのである」……」10P さらにプラトンは「彼の場合、上昇(「エクバシス」のルビ)の到達点、つまり下降(「カタバシス」のルビ)の出発点となるのは——マルクスの謂う「上向」「下向」と逆の言い方になっていることに注意して頂きたいのですが——申すまでもなく「善のイデア」です。踏み台となる仮設から出発して吟味・論駁を重ねていけば、弁証の能力によって、ついに無前提のもの、もはや仮定ならざるもの、アニュポテトンたる善のイデアに到達する。ですから、無際限な遍歴にはならない、という

のがプラトンの確信です。」10P・・・この「上向」「下向」がマルクスと逆になっているというのは、唯物論と観念論から来ているのではと想ったりしています。ですが、「上向」「下向」の概念がプラトンから来ていることを押さええます。

第二段落——アリストテレスの弁証法とプラトンとの対質 10-4P

ここで、アリストテレスを取り上げます。アリストテレスは「形式論理学の元祖」とされていて、エンゲルスの「最大の弁証法家」という規定を笑う者がいるけれど、そんな簡単なことではないとして、アリストテレスの弁証法の端初論的な押さえをしていきます。

「アリストテレスは広義の「推理」(シュロギスモス=推論)、すなわち「或ることが定立されると、それとは別の或ることが、当の定立されたものによって必然的に帰結するような論語方式(「ロゴス」のルビ)」を四種に区分します。第一が「論証」、第二が「弁証法推理」、第三が「争論的推理」、第四が「誤謬推理」です。／第一のアポデイクシス(論証)というのは「真実なる最初のことどもから出発しておこなわれる推論、ないしは、真実なる最初のことどもから認識の端初がつかまれるような前提を起点とする推論」。／第二のディアレクティコス・シュロギスモスというのは、「一般に承認されている意見(「エンドクサ」のルビ)」から出発しておこなわれる推論。／第三のエリスティコス・シュロギスモスというのは「一般に承認されている意見のようにみえて実はそうではないもの」から出発しておこなわれる推論／第四のパラロギスモスというのは「幾何学やそれと同類の諸学においてよく起こる」ことだが「その学問に固有ではあるが真実ではない想定」から出発する推論と、規定されます。／これらの四者の相違は、ご覧の通り、この意味での端初の設定の仕方、というよりも端初命題の認識論上の権利に応じるものです。」10-2Pとしていて、慥かに「第一の「論証的推論」の方を第二の「弁証的推論」より上位に価値づけてい」12Pで、アリストテレスは「弁証法(「ディアレクティケー」のルビ)を最上位に置いたプラトンとは異なって、弁証術(「ディアレクティケー」のルビ)は論証法(「アポデイクティケー」のルビ)より貶置されます。」12Pが、「真実なる最初のもの」を定立する手続の場面で、アリストテレス自ら弁証的推論の有効性を認めて」13-4Pいます。それは次のアリストテレスの言に現れています。「それは、提出された問題の肯否両方の難点を見出し、それぞれについてどこが真でどこが偽であるかを容易に認識できる。また個々の学問の諸原理の第一のものを認識するうえでも役立つ。原理というものはすべてのうちで第一[最初・根本]のものであるから、当面の学問に固有の諸原理からそれを論ずることは不可能であって、個々のものに関する一般に承認されている意見(エンドクサ)からそれを究明しなければならない。このことは弁証術に特有な、乃至は少なくとも固有な仕事である。弁証法は吟味検討に適しており、あらゆる方法的学問の諸原理へと近づく道を保持している」・・・」14Pということからして、「アリストテレスも、実際上は、プラトンのいう上昇・下降と同様な方途を考えていたことになり、俗説のように、アリストテレスは専ら論証法を顕彰して弁証法を貶価したとは言い切れぬ道理です。」14Pと著者は押さええています。

第三段落——プラトンとアリストテレスの端初論まとめ 14-7P

さて、端初論のまとめに入ります。「学知の体系的講述を期する場合、絶対的に確実な原理[端初]から出発して、論理必然的な展開とは抑々如何なることかという大問題は暫く

預かりとして、ここで早速に問題になるのが、謂う所の端的に確実な端初を如何にして設定するかという点です。」15P と問題を立てます。そして、「プラトンやアリストテレスの場合、弁証法ということが要件になるのは、展開の論理の場面においてではなく、まさに出発点の設定、第一原理の設定の場面においてなのです。このことから「端初(「アンファング」のルビ)」の設定が弁証法にとってもつ重要性をあらためて知る所以ともなります。」16P として、プラトンとアリストテレスの対質として、「プラトンの場合でいえば、文字通りのヒュポテシスを踏み台としてヒュポテシス吟味・論駁を重ねていく過程には、原理上の終局はないということになりますし、アリストテレスの場合でいえば、一般に承認されている意見からの展開しかありえないことになります。つまり、「無前提」とか「真実なる最初のことども」といっても、それは所詮、一種のエンドクサたるヒュポテシスにすぎない、ということになってしまいます。」16-7P と押さえます。

さてこの節のまとめ、結論的命題として「プラトンやアリストテレスの志向は諒としつつも、端初命題はたかだかエンドクサたるヒュポテシス(仮設)でしかありえない……………」17P としています。これは、マルクス・廣松さんの弁証法にまで至ることなのだと理解していますが、このことでわたしが想起したのは、真鍋淑郎さんの二酸化炭素温暖化説(註)を、その当否はわたしには検証できないままではありますが、シミュレーションモデルを使った統計学的、すなわち廣松さんのいう函数的連関態を確率函数的なところにつながることで見出していく試行を想起しています。

(註)

「たわしの読書メモ・・ブログ 628 / ・真鍋淑郎・アンソニー・J・ブロッコリー / 増田耕一・安倍彩子監訳・宮本寿代訳『地球温暖化はなぜ起こるのか 気候モデルで探る 過去・現在・未来の地球』講談社(ブルーバックス)2022」(「反障害通信 135号」所収) 参照 [135 \(taica.info\)](http://taica.info)

二 帰納法的手続の先取性と論理的悖理

前節からの引き継いだ端初論の問題論的構制の話をもとめています。「或る意味からいえば、哲学者たちは端初の論理的無根拠性の故にこそ方法論的に苦心してきた次第でして、この事実の対自動化から事が始まるとすら申せます。プラトンがいかなる方法論的意識を懐いて上昇(「エクバシス」のルビ)の途を追求したか、デカルトが cogito ergo sum という端初を設定すべく何故あのような方法論的懐疑(「ドウト・メトディック」のルビ)を展開したのか、ヘーゲルが端初論をいかなる想いで開陳したのか、このような論件に立ち入るまでもなく、端初の論理的無根拠性というとき、その「論理」は「前提から帰結を導出」するという構造になっていること、しかし、この「導出(「デドクチオ」のルビ)」という論理の構造そのものからして問い返す必要があること、この一事を省みただけでも、端初は無根拠なりという命題そのものがプロブレマーティシュ(問題構成的)であることが判ります。」18P

第一段落——第一原理(端初)の設定の再論的整理 18-21P

端初設定の帰納的方法がアプリオリズムに陥っていく構図を描いています。「一般論として、研究を進めるに当たっては、「われわれにとって先なるもの(「ブロス・ヘーマース」のルビ)」からア・ポステリオリな手続を通じて「事柄にとって先なるもの」へと遡及して行

くのが普通です。この際、「われわれにとって先なるもの」には、感性的な経験知(「エムベ
イリア」のルビ)と常識的な意見(「ドクサ」のルビ)とがありますが、それらは個別的ないし
特殊なものと言えましょう。研究の進捗は、これらの“知識”に分析と総合を施し、
真偽を検討し、特殊な知見から普遍的な知見を措定します。」18P で、「普通、第一原理
の措定に先行する手続は、就中、帰納的抽象による普遍化であると考えられておりますの
で、この手続の内実というか、論理的構造を茲で検討しておきましょう。因みに、アリス
トテレスも弁証術的な推論の一種として帰納法を挙げ、「帰納 *επαγωγή* とは個々のもの
もから一般的なものへと上昇する道である」と述べております。」19P というところで、
<犬>という概念でのとらえ返しをして「一群の与件を比較校合の素材として確定する場面で、
既にいちはやく、つまり、帰納的抽象に取掛かる以前に、(アプリオリに) 抽象さるべき当
の概念を知っており、それを基準にしているということになります。勿論、与件群を確立
する場面で既に知っている犬の概念は漠然たるものにすぎず、帰納的抽象の作業を介して
それか確然たるものになるのだ、と言うこともできます。だが、たとえ漠然とであれ、犬
という概念をあらかじめ知っていたのはどのようにしてでしょう。それは少なくとも帰納
的抽象によってではない筈です。帰納的抽象に先立って知っているのですから、そうなる
と、話はそこでは止まりません。普遍概念の抽象というのは、抽象によって導出されるの
ではなく、帰納的抽象の手続を介して明確化されるだけだ、つまり、漠然としていたもの
が明確になるだけだ、ということに話が進んでしまいます。漠然とであるがアプリオリに
知っていたのだ? 現にそういう主張が存在します。」19-20P ということの中で、「とどの
つまりは、まさに帰納的に抽出さるべき当の概念そのものという仕儀になります。ここ
でもまた、帰納的抽象に先立って、当の概念そのものを取捨の基準として、あらかじめ知
っている、という循環に陥っている次第なのです。」20-1P と、循環、無限遡及に陥っていく
構図を押さえ、「帰納的抽象説が論理場の循環と先取を免れないことは慥かです。帰納的抽
象の作業は、人々がそう信じているように、個別から普遍を初めて取出すものではないこ
と、それはたかだかのところ、既知の漠然たる普遍概念を明確化するものにすぎないとい
うこと——帰納的抽象によって普遍概念や普遍命題を導出するという理説は、謂う所の抽
出作業に際して、外延的素材群選取する基準として、また、内包的規定性を取捨する基準
として、当の普遍概念や普遍命題をあらかじめ知っているという先取と循環に陥るとい
うこと——、論理的にはこれが正しい認定です。」21P と結論付けます。

第二段落——アプリオリズムの止場の途 21-3P

前段落で陥ったアプリオリズムの指摘として「論証的推論の出発点(「アルケー」のルビ)
となる普遍概念や普遍命題、ひいてはまた論理規則を以って、経験的・帰納的に導出され
たものと見做すことには論理的難点(先取と循環)があるということ、この事実が一因と
なってアプリオリズムが生じる所以ともなります。」21P そこで、「端初の論理的無根拠性
という先にみた論点と絡むかぎり、もう一つには、ヘーゲルの或る議論と絡むかぎり、
若干の問題点を確認しておきたい」22P として「論証的推論の端初たるべき普遍概念・普
遍命題は、経験的・帰納的な抽象という手続で導出されるものではないにしても、帰納的
過程を通じて明晰化するということが認められるとすれば、ここには或る媒介的過程を機
縁として、即自的な普遍が対自的普遍へと現成すると考える余地が残されております。こ

の対自的措定は、或る根拠からの論理的導出ではありませんから、当の対自的措定態は無根拠（論理的脈絡上での無根拠）であり、直接態です。但し、端的な直接態であるのかといえば、即自態から転成したものであるという意味では被媒介態（間接態）ですし、また、対自化の機縁（論理的な推論による論証的な導出ではないというかぎりでの促成的機縁）となる論考の過程に俟っているという意味においても被媒介態です。とすれば、論証的展開の端初（「アルケー」のルビ）として対自化された普遍者は、単なる直接態ではなく、直接性と媒介性との統一としての直接態と言うことも許されるのではないのでしょうか。／ヘーゲルが「端初」を直接性と媒介性の統一として規定していることは御承知の通りです。」22P として「即自態における普遍者は必ずしも認識主観に生具的みなされる必要はありませんし、また、対自態における普遍者の現成は必ずしも特殊な認識能力の発動とみなされるにも及びません。——即自的な規定態から対自的な規定態への転成という構図を埋めるためには、さしあたり、ヘーゲル式に、熟知されたもの（「ベカント」のルビ）（つまり常識的知見（「ドクサ」のルビ）の次元でよく知られているもの）から認識されたもの（「エルカント」のルビ）（つまり、学知的認識（「エピステーメー」のルビ）の次元で厳に知られているもの）への転成ということが保証されれば足ります。／こうして、アプリアリズムを採ることなく、また、帰納的抽象による導出という強弁に陥ることもなく、それでいて、論理的展開の「端初」を——藪から棒の直接性・臆断としてではなく——一定の媒介的機縁に俟って対自的に措定されたものとして設定される途が拓かれ得ます。」22-3P そして、補足説明的なまとめです。「もちろん、ここでは、Das Bekannte（熟知されたもの）がそもそもいかにして存立しうるのか。それが Das Erkannte（エルカント）にいかに転成するのか、——これはまさに、弁証法的展開の途行きに関わる問題にほかなりません——。さらには謂う所の「認識されたもの（「ダス・エルカント」のルビ）」、つまり、エピステーメー（ノエタ）と称されるものが、たかだかエンドクサにすぎないという可能性をどう処理するのか、これら一連の問題群があらためて生じます。そして、ヘーゲルは彼の弁証法的体系構成法において、ほかならぬこれらの問題にも応えております。」23P

第三段落——ヘーゲルの弁証法における端初論の揺らぎ 24-6P

ここは、次節につながる事実関係を押さえる作業です。端初論に絞った論攷です。で、「寺沢恒信氏訳の『大論理学』初版本」24P が出たこと、この「初版本を参照することなくしては、『大論理学』冒頭の端初論は到底理解できないと言っても過言ではないほどです。」25P と指摘しています。というのは、『大論理学』は三分冊本になっていて、一応三分冊まで出した時点で、最初の一冊の改定版・二版を出し、ヘーゲルはコレラにかかって死んでしまい、二版としての改定作業を成し遂げられなかったという話です。これは何かというと、初版を出した時点では、『精神現象学』を学の体系第一部として『大論理学』を第二部という構想を立てていたところ、『エンチクロペディー』で「論理学」を第一部にする構想に変えたところで、『大論理学』も第一部に変える必要に迫られ、改訂版を書いたという次第です。ところが、改定が一冊分だけになったところで、底本とされる本の中で、端初論のところは第二版になっていて、その他の初版との論理整合性とれなくなっているという次第のようです。この話は、次の第三節で精説・展開されます。

三 ヘーゲル『大論理学』初版の端初論

第一段落——『大論理学』の端初としての純粹有 27-30P

最初に先廻りして結論として『大論理学』の訳者武市健人さんの文を引用しています。「(ヘーゲルにおける) 始元 [端初] (「アンファング」のルビ)とは宗教的な表現を用いて云うと『神』である。神の絶対性は何ものにも媒介されたものであることは許されない。もしも神が何ものかによって存在するとすれば、それだけ神の絶対性は傷つけられる。この神が論理学においては純粹有とせられ、始元とせられる」27P と展開しています。廣松さんは「プラトンにおける下降の出発点がアニュポテトンたる「善のアイデア」あるのと類比的に、ヘーゲルの場合、論理学 (これは同時に「形而上学」=存在学でもあるのですが)の出発点は絶対者=と神にほかなりません。」27P と押さえます。ここから、吟味に入ります。「端初に設定されるのは単純な直接態たる「存在(「ある」のルビ)」でしかありません。」27P しかし、それは媒介されたものであってはならず、所知的存在と能知的存在が分離すると単純性 (純粹性)との悖理に陥るのですが、能知と所知とその関係とは区別されざるを得ないけれど、「自己意識」の場合には、それら三者は反省的には区別されるとしても、事柄としては如実の一体性、純粹性が保証されるとしています。しかし、その自己意識も対象意識と区別されたものであれば、相関性が免れ得ないけれど、そこで对象的意識と統一された自己意識になる必要があり、それをヘーゲルは絶対精神と名づけたというはなしです。そこで、「ドクサとしての端初とエピステーメとしての端初との二様性、二様の端初を設定する途が残されているはずです。現にヘーゲルに二途を採っております。」28P として、そのことが『大論理学』のゆらぎ問題に到っていると指摘しています。ここから、純粹知の吟味に踏み込みます。「純粹知こそが現象する精神の最後の真理、絶対的真理であることが結果として明らかになる、ということである。」29P と、そして、わたしは純粹知は「能知—所知 関係の「所知」というところで、絶対精神の能知に対峙しているのではと想っているのですが、廣松さんは純粹知に関する規定をいくつも引用した上で、最後に、この段落のまとめとして、「絶対学の端初はそれ自身の絶対的端初でなければならならず、それは何ものをも前提にしてはならない。それは何ものによっても媒介されてはならず、根拠をもってはならない。むしろ端初それ自身が学全体の根拠たるべきである。端初は、それゆえ、端的に或る直接的なものでなければならず、乃至はむしろ、直接的なものそのものでなければならぬ。それは他者に対してなんらかの規定をもことができないと同様に、自分のうちにも——どのような内容をもふくむことができない。というのは、規定や内容は同様に一つの区別であり、差異のあるものの相互間の関係に在り、ゆえに、一つの媒介であろうからである。従って、端初は純粹な存在 (純粹有)である」29-30P とのヘーゲルの引用でまとめています。

第二段落——神は存在 (ザイン) 30-2P

この項は、「ヘーゲルは、同時に存在論でもあるところの彼の論理学の体系を「神」の存在という端初から説き起こそう」30P としているとして、そのことを押さえる作業です。「尤も、ここではまだ「神」といってもその何たるかは規定されておらず、「神というものが存在する」というより「神=存在」、つまり、存在という規定での神が立てられるに止まります。」30P として、「ヘーゲルは、端初を「神は有(「ザイン」のルビ)である」という命題な

いし判断の主語・述語形式においてではなく、端的に「存在」しかも、「純粹有」という形で措定し、これを以って、彼の論理学＝存在論の端初に据え」31P ます。そして、この項のまとめとして「端的な「存在」、しかも、能知と所知との如実の統一態であるごとき「純粹知」にはかならないところのもの、このような存在が現に存立することを究明してみせる必要が生じます。それを遂行したもの、つまり、純粹知を成果として上昇的に開示したものの、これが精神現象学であり、これを前梯にして論理学の端緒が設定されるというわけなのです。尤も、この前提は、論理学の端初に対して論理的な根拠ではありませんし、論理学の端初たる「存在」は純一なる直接態としての学の根拠にかならないのですが、この下降の起点は、上昇の過程によって媒介され、その媒介性を止揚することにおいて存立する直接態という触れ込みになっているというのが委細です。」31-2P

第三段落——学の体系第二部のゆらぎ 32-5P

この項は、『精神現象学』での上昇の到達点との関連でみることにしたいのですが、下降の起点たる「学の体系第二部」の端初は果たしてうまく行っているのでしょうか？これが必ずしもうまく行っていないことが、後年になってヘーゲルが『精神現象学』と『大論理学』との関係、わけでも後者における端初との関係について、持説を変更した一因にもなっている」32P というところから始まり、「絶対者＝神を原理(「アルケー」のルビ)(＝端初＝第一のもの)として、しかも「無前提なもの」(アニュポテトン)として学の体系を展開しようという企図は、賛否はともあれ、一往は諒解することができます。キリスト教文化圏における存在論ということになれば、或る意味では、それはごくナチュラルなことかもしれません。だとすれば、「学は何を端初にすべきか」(因みにこれがヘーゲル端初論のタイトルです)などという面倒な議論は抜きにして、端的に「神」から始めたらよさそうなものだ、という意見もありえましょう。しかし、ヘーゲルとしては、そういう行き方は採ることができませんでした。」32-3P というのは、「神」という概念が揺らいでいた時代だったからで、だから、「自分流に理解した神の概念から出発した」33P シェリングや、「人は果たして絶対者＝神を認識できるのか？」33P として不可知論に陥ったカントに対して、「ヘーゲルとしては、絶対者＝神から下降の途に就くに先立って、人間が認識論的にいって絶対者の認識に達しようということ、および、存在論的にみて絶対者とはいかなる存在であるかということ、これら二つの事項を確説することを要件とします。この予備的な作業を遂行したものが『精神現象学』にかならないわけです。」33P とし、「人間が絶対者の認識に到達しようということだけの確認だけでよいのではないか、という考えも生じ得ますし、実際ヘーゲルが『精神現象学』を起稿した時点、つまり「意識の経験の学」という形での展開を志向した時点では、もっぱらそのことを意図していたのではないか、という解釈もありえます。さらには、絶対者の認識可能性ということは当然事だとみなしたうえで、そのためにとるべき認識論上の「態度」と「方法」だけを予備的に表明しておけばよいのではないか、という考えもありえますし、現に『小論理学』では、ほぼそのような姿勢で「予備概念」が説述されております。しかし、ともあれ、執筆の途上で著述の構想が変更され、肥厚されて、学の体系第一部と銘打って上梓された『精神現象学』をみるかぎり、前記の二事項に応えることになっていることは明らかです。」33-4P とした上で、「ヘーゲルは、ドクサから始めて「意識の経験」を通じてエピステーメへと上昇し、絶対知

というその極点から下降する考構案を立てましたが、神がエピステーメーだとする純粹知＝純粹有が、第三者的には所詮、たかだかエンドクサにすぎないわけです。「太初に(「アンファング」のルビ)ロゴスあり、ロゴスは神と偕(「とも」のルビ)にあり、ロゴスは神なりき」という“エンドクサ”の埒をヘーゲルは脱却しえていない所以です。」34P

第四段落——マルクス—廣松の弁証法への途 35-7P

この段落は単なる空白の改行でなく、記号をつけて特別仕立てです。この節はほとんどヘーゲルの引用・解説ですが、この部分は著者の後論への自説的展開への導入的覚え書き的文になっています。著者は冒頭、この節の論攷を「さしあたっては、ヘーゲルの絶対的な真理から下降的に展開しようという企図そのものを相対化しておきたかった」35P と書いています。そして「絶対的原理(「アルケー」のルビ)から学の体系を下降的に展開しようという志向の点では、プラトンもアリストテレスもヘーゲルも共通です。」35P とし「彼等が「学知」のあるべき方法という根底的な反省に沈潜したこと、そしてこの反省を試みるや絶望的に迷路的な問題場面に横逢着したこと、この問題圏で唯一恃むべきものが「弁証法」であること」35P としています。そして、「プラトンもアリストテレスもヘーゲルも、つまり、西洋哲学史上における「三大弁証法家」は斉しく、説対的な原理から下降すべく、それに先立つ上昇の弁証法を配位しました。「上昇」の出発点は、所詮踏み台(ヒュポテシス)となる臆見(ドクサ)、たかだかエンドクサでしかあり得ません。が、彼等は、弁証の道を辿って、ついにはいったんアニュポテトンたるたるエピステーメーに到達できると主張します。だが、この絶対的な真知と目されるものも、実際にはたかだか、歴史的・社会的・文化的に総体的な、一種のエンドクサでしかありえないのではないのでしょうか。」36P とし、「上昇・下降の二途は、彼等の私念とは別様な、新たな認識論的了解のもとに把え返さねばなりません。そこでは、上昇・下降の方法論的意義づけも一変します。」36P とし、「マルクスの下向法・上向法を対置します。そして、「マルクスの場合、上・下が表現がプラトン以来のそれと逆転しているのは、決して単なる用語法の問題ではありません。只今申した認識了解の転換、そして方法論的意義づけの変換、これがマルクスによって遂行されたわけでした、ヘーゲル弁証法の唯物論的転倒は、これをも含意していると思われれます。勿論「転倒」というのは、比喩的表現であり、上昇・下降を逆にして下向・上向とするわけではなく、ヘーゲル弁証法の継承的批判＝批判的継承が事の内実をなすことは喋々するまでもありません。」36P としています。弁証法的途行きを学びつつ、観念論から唯物論的転換という次第ではないかと、わたしは想起しています。そして、「ところで、下降の起点、マルクス式に言えば上向 Aufsteigen の起点が、所詮一種のエンドクサにすぎないのだとすれば、そこには、もはや上昇の道しか残らず、下降の道は無いというべきではないのか？ このような疑問も提起されうるかもしれません。が、敢て下向と上向という謂わば逆方向の二途を方法論的に区別しているところに、マルクスの弁証法におけるプラトン以来の伝統との連続面、わけてもヘーゲル弁証法との連続面が認められます。」36-7P とまとめ、次章(信)以降へと繋がります。5信までがヘーゲル弁証法との対話になっています。

第二信「意識の経験の学」のの構制

(この章の問題設定)「本便箋では上昇の途の一典型であるヘーゲルの『精神現象学』の論理構制について一瞥しておきたい」38P ということ、ただし、「我々の執るべき体系構成法の対自化が目的」38P だとして、「若干の祖述的な紹介も必要かと」38P 論を進めます。

一 『精神現象学』緒論における見取図

第一段落——緒論の成立経緯と問題点 38-40P

「ヘーゲルにおける弁証法的「上昇」の論理構制を見極めるためには、何を措いてもまず『精神現象学』の「緒論」(Einleitung)を読んでおくことが要件になる」39P として、「『精神現象学』(一八〇七年刊)という本は、ヘーゲルの当初の予定では『意識の経験の学』という表題になる筈でした。」39P で、「現行の「緒論」は『精神現象学』に対する緒論ではなく、当初に予定されていた『意識の経験の学』への序論として執筆されたものなのです。しかも、元来は「緒論」というタイトルもつけられていなかったことからみれば、それはむしろ本論の冒頭部分と呼ばれるべきかもしれません。」39P これも改定を試み、「「序文」(Vorrede=前書き)の途中まで朱を入れたところで」39P コレラで一八三一年に他界したので、「「緒論」の部分は手つかずのまま」39-40P で、「こういう経過からいって、『精神現象学』の「緒論」は、「意識の経験の学」の姿勢・課題・性格・論理構制などを序説風に予示するものとなって」40P いるとのこと「ヘーゲルのように形而上学的な絶対者に関する哲理を展開しようと志向する場合、前以って認識論的省察を試みる必要があるのではないか、それとも、認識論的省察など無用無価値と断じて、直ちに絶対者からアポディクティッシュ(論証法的)な「下降」的議論を展開すれば足りるのか、この問題に関する態度決定が一つのポイントになるということだけは銘記しておかねばなりません。現に「緒論」は、ほかならぬこの問題から起稿されております。」40P とこの項(段落)を結んでいます。

第二段落——認識論的とらえ返しの悖理 40-2P

ヘーゲルの「認識論を先立てることが必要」40P という考えで「認識論なるものが「それによって絶対者を捕える道具として、または、それを透して絶対者を省察する媒体として」、つまり、能動的な道具または受動的な媒体として考えられている。——ヘーゲルはまず、この旨を指摘します。ここで「道具」および「媒体」というのは、おそらく、認識能力に関する二元主義的な観方を念頭においての発言だと思いますが、以下の議論のもつ射程に即すれば、認識論上のいわゆる「構成説」と「模写説」とを総じて衝かかちになっております。」40-1P として、以下、ヘーゲルの文の引用で、内容展開をしていくのですが、このところは三項図式の認識論的悖理についての展開になっています。重要な内容を含むのですが、後で、廣松理論によって、この問題を解くこととなりますので、この詳しい引用は省きます。そして、ヘーゲルは「道具説であれ、媒介説であれ、つまり、構成説的認識論であれ模写説であれ、そこからは、物自体、すなわち事实在・絶対者は不可知だという結論にならない所以を誌します。」42P として、「尤も、道具も媒体も使わぬ直接知、そういう知的直観を唱える理説に対しては、右の範囲でのヘーゲルの立論は無記で」42P と断りを入れて、後論へと保留しています。

第三段落——誤謬への恐怖—真理への恐怖を三項図式の矛盾として押さえつつ、「絶対的」概念の持ち出し 42-4P

「認識を道具や媒体だとみなす表象を前提し、またわれわれ自身とそういう認識との区別を前提にしている。特に挙げておきたいのは、一方の側に絶対者が立っており、そして他方の側に認識がそれ自身で〔独立に〕絶対者から分離して立っていて、しかもこの認識はそういう在り方をしているにもかかわらず或る実在的なものであるということ、依って言い換えれば、認識が絶対者の外部に、故に当然また、真理の外部に在りながら、それにもかかわらず真理にかなっているということ、こういう前提が立てられている」43Pとして、「この想定がたるや、誤謬への恐怖と称しているものが、実は真実への恐怖である」43Pことを示しているとしています。そして、「ヘーゲルが“認識論”主義者たちの大前提を剔抉しつつ、それを批判している点に留目したいと念います。<自体的存在>としての絶対者と<表象>としての認識、これらを分断し、更には道具や媒体としてのこの<認識>と<われわれ自身>とを区別する論者たちの前提的発想というのは、当世風に言えば「対象自体—意識内容—意識作用」という三項図式に帰趨します。ヘーゲルは、この“三項図式”が不当前提であるということを一はやく洞見し、まさにこの“前提”こそが真っ先に問い返さるべき当もの」43-4Pとして、「絶対者のみが真である。換言すれば、成るもののみが絶対的である」44Pというヘーゲルの提言を持ち出し、「ヘーゲルとしては、ひとまず、そういう“二重真理説”では、結局のところ、両“真理”の区別が曖昧たらざるをえないこと、そしてそこでは、絶対者とか認識とかいう概念が意義不明のままであることを指弾して議論を次のステップへと進めます。」44-5Pとしています。

第四段落——「意識の経験の学」の「上昇」の必要性 45-7P

ヘーゲルの「学が登場しさえすればただちにその眼前から消え失せる」45Pという言は「“学の体系的叙述”とやらを“下降”的に展開するわけにはいかないからこそ、『精神現象学』、さしあたっては『意識の経験の学』という“予備的作業”が必要になるのであり、また、そのための方法論的配備も必要になる」45Pとしています。そして、「ヘーゲルが、彼固有の仕方ですべて「上昇」的弁証法を方法論的に整備した所以でもあるのですが、「学」といえども、今まさに登場するここでは、それ自身まだ「知の一現象」、「現象知(das erscheinende Wissen=立ち現われる知)」にすぎず、認識論上の権利からいえばエピステーメーというよりもドクサとしか言えません。が、ともあれ、「現象知」の叙述から始めてみる術のないことが、このようにして対自化され」46-7Pとして「「現象知」の叙述は、いかに「現象知」に即した叙述であるとはいっても、雑然たる羅列的な記述たるべくもありません。さりとて、原理・原則を公理的な前件とする演繹的な展開ではありませんから、方法論的によほどしっかりしておきませんことには、どういう進行になるか判じかねましょう。そこで、ヘーゲルは、——これが「緒論」の主内容でもあり、また、「意識の経験の学」の論理構制ということで関心の対象になるものにほかならないわけですが——、現象知叙述の方法論的構案を予示的に詳述してみせます。」47Pとして、次の筋に入ります。

二 「現象知」を叙述する方法論的構案

第一段落——弁証法の「上昇」としての『現象学』 47-9P

「先便以来、「学の体系一部」として当初定位されていた『精神現象学』と、論理学以下の「学の体系第二部」とでは、同じく弁証法といっても展開の論理が必ずしも同列ではないことを申し述べてきました。そして、迂生としては「上昇の途」と「下降の途」というか

たちでそれらを配位しました。勿論、細かい議論になれば、果たして「自然哲学」や「精神哲学」をも下降の途と言えるのかどうか、上昇・下降は、現象学と論理学の範囲でしか使えないか、こういう問題が生じます。更にいえば、上昇の途ということがヘーゲル哲学の最終的な体系に属するのかどうか、それには疑義がありえます。」48P として、「ヘーゲルは一方では、認識論を評して、「水に入る前に水泳を練習しようとする」たぐいのものだと言われるのを知って、いつぞや怪訝(「けげん」のルビ)な風情でした。が、この“謎”も「意識の経験の学」の実態、わけても、そこにおける「上昇」の方法を知れば、氷塊すると思います。」49P と、次の項に移ります。

第二段落——ヘーゲル弁証法における「上昇」の方法 49-52P

ヘーゲルは「現象知の叙述的展開を、さながら、“神へと到る魂の歷程”のように描き、この道程の宿駅を辿る現象的意識にとっては、それは謂うなれば<絶望>の途であると誌します。が、陶冶の道程を歩み抜くことにおいて、自然的意識が学的精神へ浄化されること、一切の真実ならざる表象・思念とスケプティッシュ (*懐疑的 Skeptizismus* 懐疑論 48P) に対質しつつ、「意識自身が学へと自己形成を遂げること」を説きます。意識の経験の学的歩みは、この意味で「教養＝形成の歴史」にもほかならない」50-1P と言います。そこで、廣松さんは「現象知はどうして、或る宿駅でストップしてしまわないのでしょうか。」51P と問います。しかし、「著者たるヘーゲルも、当事主体たる現象的意識も、そういう心配はしません。一者はすでに踏破した経験から、他者は“本然の定めに駆り立てられる”が故に、懸念を懐きません。」51P と廣松さんは押さえています。

第三段落——読者向けの説明と論理構制の概述 52-4P

ヘーゲル自身もそれではすまないで、読者向けの説明に入ります。その途行きの廣松さんの押さえです。「「実在的でない意識の諸形態」つまり、現象的意識の諸通駅たる諸姿態が「完璧につくされるということ」、「欠け目なく揃っていること」は「進行および聯関 (Zusammenhang＝論脈) そのものの必然性によっておのずと明らかにあるであろう。」52P と引用して、ヘーゲルの「現象知の叙述方法、意識の経験の学の方法、というより論理構制の概述に」53P 踏み込んでいきます。その内容をヘーゲル自身からの引用として「現象知に対する学の応対として、しかも、認識の実在性の吟味・検査として提示されたこの叙述は、尺度として基礎におかれる何らかの前提なしには成立しえないかのように思われるかもしれない。というのは、検査とは或る容認済みの尺度を当てることであり、吟味されるものと尺度との、そこに明らかになる等・不等によって、正・否が決定されるのだからである。そして、この場合、尺度というものは一般に真の存在 [Wesen＝本質存在] ないし自体的存在 [das Ansich] として容認されている。そこで、今もし、学が尺度たるべきならば、学もまた当然そのような容認済みものということになるろう」53P と押さえ、さらに「しかしながら、学がはじめて登場するいまここでは、学それ自身も、いかなる存在も、真なる存在ないし自体的な存在として、自己を権利づけていない。が、そういう存在がなければ、検査ということがそもそも成立しないかのように思える。」54P とヘーゲルの引用を重ね、「吟味・検査ということが、ここではそもそも成立しえないかのように思えます。」54P と廣松さんは押さえます。

第四段落——ヘーゲルの“窮境”の脱し方 54-7P

そこで、そのヘーゲルの“窮境”の脱し方としてヘーゲルからの引用として「この矛盾とそれの除去とを明確化するためには、まず、知と真との抽象的規定を、それが意識に現われてくる相で、裡(「うち」のルビ)に泛(「うか」のルビ)べてみる(erinnern=思い出してみる)のが好便である」54Pとして「現象知そのものの如実相に定位することによって、謂うなればフェノメナルな意識の実相に即して議論を展開しようとしています。」54Pと著者は押さえ、さらにヘーゲルからの引用として「意識は、或るものを自分から区別する、と同時に、そのものと関係する。或るものがそれに対して存在する、と言い換えてもよい。そして、この関係(Beziehen)の、あるいは、或るものの意識に対する存在の、規定された特定の側面が知である。しかし、われわれは、この或る他者に対する存在(Sein für ein Anderes)から、自己における存在(das Ansichsein=自体存在、即自存在)を区別する。知に関係づけられはこのものは、同時にまた、知から区別されて、この関係の外部にも存在しているものとして定立される。この即自(Ansich)の側面が真理と呼ばれる」55Pとの展開を押さえます。そして、廣松さんは「われわれは、こうして、当該の意識の自作自演を見守っていればよい。となれば、実は、われわれは別段検査などしない、ということにならないでしょうか？ そうなのです。「概念と対象、尺度と検査さるべきもの、これら両契機が当該の意識それ自身の内に現前しているというこの事態からいって、われわれによる助力が無用であるばかりでなく、むしろ、われわれは両契機の比較=検査をおこなうという労をも免れることになる。……われわれに残されているのは、純然たる観望(Zusehen)のみである」57Pとヘーゲルを引用し、廣松さんは「だが、そうすると逆の心配が起こります。現象知は果たして、自己吟味を遂行できるのだろうか。それが遂行されるとすれば、一体どのような機制でおこなわれるのか？」57Pと問います。それが次の項の課題です。こここのところは、すでに廣松さん自身が書いていますが、ヘーゲルは三項図式を超え得ないけれど、絶対精神の自己展開—下降ということですからませないで、「読者向けの説明」として「上昇」の途行きを展開しようとしていることとの廣松さんの対話です。なお、「純然たる観望(Zusehen)」という概念が、ここで出ていることに留意です。

第五段落——現象知の自己吟味の機制 57-9P

ヘーゲルの「[先に所与と所知との二肢的二重性を指摘しておいた通り]、そもそも意識が或る対象について知っているということ、まさにこのことにうちに、既に、意識にとって或るものが即自であり、もう一つのモメントが知、つまり対象の意識に対する存在である、という区別が現存している。検査が存立するのは、この現存する区別づけに基づいてのことである」57Pと押さえて、廣松さんは「こうして、現象知が自分自身で自分の知を吟味・検査するということが可能」57Pになるとして、「それはどのようにして遂行されるのか？」57Pを問います。そして、ヘーゲルが「この比較 [=検査] において、両者 [つまり、一方の<意識にとっての或るもの即自>と他方の<その或るものの意識に対する存在>という二契機] が照応しない場合には、意識は<知>を変化させて<対象>に適合させねばならないように思えるかもしれない。が、知が変化するときには実は対象それ自身も意識にとって変化する……」58Pと展開していることを引用して、更にヘーゲルの引用が続きます。「この弁証法的運動——意識が自分自身に即して、対象の側に即してのみならず自分

の知の側に即しても遂行するこの運動——は、そのことから意識にとって新たな真の対象が発展するかぎり、元来、<経験>と呼ばれるところのものにはほからない」58P と、ここはヘーゲルの「意識の経験の学」ということの中身的展開です。そして、廣松さんは「この際、わけても検査の不合格が確認された場合、尺度＝対象が変化するというを特に銘記しておかねばなりません。そこでは、変化以前と以後との二重の相で対象が登場してくる所以となります。第一には<意識にとっての即自存在>、第二には<この即自存在の意識—に対する—存在>です。」58P として、ヘーゲルから「後者は、一見したところでは、対象の表象ではなくして、第一の対象についての意識の知の表象にすぎないかのようにみえるけれども」58P と引用し、それに廣松さんはコメントして「あくまで「意識の対象」なのであり、」58P として「この新しい対象は、最初の対象の非真実性を含意しており、この新しい対象は第一の対象についてなされた経験である」58-9P とのヘーゲルのコメントに繋がります。そしてこの項を廣松さんは、「われわれの叙述では」59P と文を起し、ヘーゲルからの引用で「第一の対象とその知とから、別の対象への移行が生じており、この[新たな]対象に即して<経験>がおこなわれた旨が立言され、第一の対象についての知、ないし、第一の即自存在の<当の—意識—に対する—存在>が、第二の対象それ自身に転成する旨が云々されている」「われわれの見解においては、意識の改変それ自身を通じて、<新たな対象>が<生成>するのである」59P と以上、ヘーゲルの言説を廣松さんの自らの補足説明を込めて引用し、まとめ、次の項に繋がります。

第六段落——<運動><生成>として存在する<意識の経験の学>の本性を把握し、絶対知の本性を示す

前の項を受けて「現象知の自己吟味を通じてこのように<新しい対象>が<生成>し、従って、新しい知がそれに関して形成されるという<意識の経験>の進展、これが「上昇」を支える。とはいえ、そのことがそのことが果たして、当の「経験する意識」「現象する意識」そのものに自覚されているのであろうか？」59P と問うて、それに廣松さんはヘーゲルに答えさせていきます。「当該の意識にとってはその仕組みが知られぬままともかく立ち現われるところの、新たな対象の発生、これのみは、いうなれば当該の意識の背後で、われわれにとって (für uns) 進行する事柄である。というわけで、意識の運動のうちには、即自的存在またはわれわれにとっての存在という契機、つまり、経験そのものに没頭している当の意識に対して [対自的に] は現前しない契機が入り込んでいる。とはいえ、われわれにとって発生するところのもの<内容>は当の意識に対して [対自的に] 存在するのであって、われわれが把握するのは生成する当のもの<形式面>にはほかならない。……当の意識にとってはこの発生したものは単に<対象>として存在するにすぎないが、われわれにとってはそれは同時に<運動><生成>として存在する」「この必然性によって、学へと到るこの道程はそれ自身すでに学であり、その内容から言えば<意識の経験の学>なのである」60P 「意識が自己についてなす経験はその概念上その全体系、換言すれば、精神の真理の全領域を包括 (in sich beegreifen) せざるをえない。真理の諸契機が、この特有の規定性において自ら叙述するのであり……全体の諸契機が意識の諸姿態というかたちで登場する。意識が自分の真の実存へと邁進して行くとき、意識はついて自分の仮相を脱ぎ去る点に到達する。……その到達点では、現象が本質に等しくなり、従って、そこでは意識の

叙述が精神に固有の学と合致する。そして終局的には、[経験する当の] 意識自身が自分のこの本質 [真の在り方] を把握することにおいて、自らが絶対知そのものの本性を示すに及ぶであろう」60-1P これが『精神現象学』の「緒論」——剴切には「意識の経験の学」の導入部」61P の結びの部分としています。ヘーゲルの「上昇」の途行き。そもそも、絶対精神——絶対知自体が錯誤なのに、「上昇」の途行きはありえるのでしょうか？ 廣松理論では、共同主観性での客観的妥当性の吟味・検証という弁証法で、「真理」を探究していくがゆえに、「観望」(für uns) が学的意識となるのですが、ヘーゲルでは「観望」はドクサにすぎないものになってしまい、「真理」は結局「絶対精神」にあるということが問題なのではないでしょうか？

三 ヘーゲルにおける意識の経験の披界

第一段落——ヘーゲルの途行き—<知>と<対象>との関係 61-3P

廣松さんの自著でのヘーゲルとの対話です。『世界の共同主観的存在構造』では序章の末尾に近い箇所「認識論は……悟性的反省の次元にとどまっては無限退行に陥る。認識論的省察は、われわれにおいても、“即自的かつ対自的な考察……自己みずから自己を吟味し、自己自身に即して自己の限界を規定し、自己自身の欠陥を指示しつつ進行する途行き”としてヘーゲルが定義した意味での“弁証法”を措いてはありえない。」61P としています。このところ、もっと吟味する必要があるのですが、ヘーゲルの途行きを参照し、弁証法的途行きを探るといふことなのだとならえ返しています。この節は、廣松さんのヘーゲルとの対話の進行になっています。

そこから「ヘーゲルは現象的意識の実態に定位して、<対象>と<知>とを区別しつつも、分断はしていないこと、このことは想起するまでもありません。知は対象たる即自存在と別々にあるわけではない。<知>は<或るものの意識に対する存在の特定側面>だとされており、」とし、「一方では、あの道具・媒体というかたちでの自立的中間項を否認し、他方では、あの<異質なもの>が意識に対して他者として在るかのようにみえるのは「仮相」だと言っていることから、彼が意識と対象とを実体的に分立させていないことは判ります。それは、しかも、決して主観的観念論の流儀で一切を意識に内在させることにおいてではなく、実体＝主体、主体＝実体という絶対的観念論を背景にしてのことです。」62-3P そして「なるほど関係の第一次性に徹せぬ以上、いくら絶対的観念論といっても、構図的には一種の“先験的内在主義”」63P に陥っていると指摘しています。この段落のまとめとして

「当座の議論としては、こうしてヘーゲルにあってはともかくにも<対象自体—表象内容—意識作用>という三項図式には拘泥しない相で立論されていること、より適切に言えば、当座的意識は三項図式に半ば囚われているが、われわれにとっては (für uns) 既にそうでないこと、——この二重性の故に話が複雑になる次第ですが、——この点を念頭に収めて追認・検討しましょう。」63P と次項以降につなげます。

第二段落——<知>の変化と<対象>の変化—ヘーゲルの隘路 63-6P

「結論的な認定を表明してしまえば、ヘーゲルはこの難問 (途中で合格を認めれば“意識の経験”はそこでストップしてしま)65P う)を解決し得ていないと申さざるをえません。が、彼の当座の論理からいえば、“不合格”が必然的な筈です。現象知は<対象>の即自存在

そのものを如実に<知>っているものと思念しておりますけれど、その存在は意識に対しての存在にすぎないこと、しかも、<限定された特定の側面>にすぎないことを対自化せざるをえません。ですから、意識の構造そのものからいって、当初の知の否定が必然的です。勿論、この否定は「純然たる消極的否定」ではなく、「限定された否定」であり、故に「そこから直ちに新しい形態が発現し、否定のうちにおいて移行が成就される」わけです。尤もそのことは、当事意識が常に自覚するとはかぎりませんが、構造的には必然的な構制とされております。——われわれにとって (für uns) は<新しい形態><新しい対象>がその転成前の“対象”と全く同じものと認知される可能性、従って“生成”や“運動”が停止する可能性がフェア・ウンスにはありえますが、当事主体にとってはそれはあくまで<新しい対象>の現前であり、新しい<経験>であって、停止にはならない道理なのです——。そうである以上は、絶対的な“合格”的一致＝絶対知は存立しえないことになるはずです。それにもかかわらず、ヘーゲルは絶対知という“安定点”（当事意識自身にとっての自覚的な安定点）の存在を強弁します。そして、そのことによってはじめて、上昇の途が無際限にはならないこと、上昇の完結を立言しえた形にしております。」 65-6P

結局「ヘーゲルとしては神学的な表象に訴えることで辛うじて議論を繕っていますが、というより、絶対知における合一の実現ということが既定の到達目標として彼の先取的構案になっている次第ですが、弁証法的な上昇を支える論理構制は、この“完結”を原理上許容せず、絶対的肯定を弁証法的に披界 (entgrenzen) するが故に、彼の神学＝哲学の体系的自閉症(ママ)を破綻せざるをえません。」 66P とこの項を結んでいます。

第三段落——ヘーゲル流の建前の「観望」とその違反としての展開 66-8P

「上昇の弁証法は「善のイデア」とか「絶対知」とかへの到達を保証しないからといって、決して方法論的に無効とは申せません。それどころか、迂生としてはむしろ、弁証法的否定の“上昇”運動が、原理上は固定的な終局をもたず、体系的に開いていること、このことは必然的な構制に却って留目する者です。／弁証法的な学の体系が、謂わば“折線”状の往復になるのではなく、ヘーゲル本人が言うとおりの、「円環」的になる所以のものも、固定的な終局が存在しないことと相即するはずです。——エンゲルスが指摘するとおりの、ヘーゲル流の弁証法的方法と彼流の体系的完結性とは、両立しません。——そして、学知の円環的構造ということは、固定的な「端初」が存在しないこと、原理的にはどこから現象知の叙述を始めても差支えないことをも含意します。もちろん、既定的な端初が存在しないというのは原理上の話であって、実際問題としては、当然、しかるべき出発点が選ばれざるをえません。」 66-7P

そして、「現象的意識＝現象知の「自己吟味」の進行を観望的に叙述すると称しても、現象知には雑多な内容が含まれておりますし、また、学的叙述は無限の多様性を完璧な目録に仕立てるものではありませんから、そこでおのずと“枠組”や“尺度”を持ち込まざるをえません。学的叙述は、ヘーゲルが建前とするような「観望」(Zusehen) ということでは済みません。そこでは一定の、方法論的な舞台廻しが要件であり、故にまた、謂うところの“枠組”“尺度”“方法”に関するメタ・レベルでの“自己吟味が併せて要求されること”になります。このような点でも、ヘーゲルの“建前”にそのまま従うわけには参りません。」 67P として

「ヘーゲルへの批判は暫く保留して、彼自身が建前に違反しつつ“即自的”に乃至 für uns に遂行している実態を見ておくのが順序」67P として

「ヘーゲルは、夙に御承知の通り、現象知の叙述を「感性的確知」(sinnliche Gewißheit) から始めます。絶対的無知は、絶対的完知と同様、学の出発点にはなりません。一定のドクサが出発点に選ばれざるをえない所以です。」67P として

「次便では、四肢的構造論とも絡めつつ、ヘーゲルが秘めている上昇的展開の“舞台廻しの論理”——これが、やがて、マルクスによって積極的に活用されるに及びます——と見定め、「意識の経験の学」のメタ・レベルにおける方法論的省察を試みてみたいと存じます。」68P と予告してこの章を終えます。

映像鑑賞メモ

たわしの映像鑑賞メモ 075

・TBS「報道特集」——特集「安楽死①②」2024.3.16 17:30～18:50

この「報道特集」は、今、マスコミで一番リベラルな番組で毎週録画もして、家に居るときはライブで観続けている番組です。この文を打ち込んでいるのは、すでにこの文を載せる「反障害通信」146号の「インターネットへの投稿から」に載せているフェイスブックへの投稿文の後です。その中でも書いたのですが、観ていて一体「報道特集」はどうしたのだろうと感じていました。①②と分けているのですが、①は以前NHKが作った番組と同じようになっていたと思いました。②の最後までちゃんと観てほしいと分けることはなかったと思っています。マスコミはどうしても報道の中立性という幻想にとらわれてしまうようで、両論併記の「客観的」報道にしてしまい、問題を掘りさげようとしません。それでも、「報道特集」はいろんな課題で、かなり掘り下げてきたのですが。

さて、スイスでは「安楽死」を認める法律はないようで、日本も含めてスイスに死に場所を求めていく事態になっているのは、自分で薬を飲むとか点滴のストッパーを自分で開けるという方法で、自殺幫助的なことを法的に罰しない——許容しているところでの起きている事態のようです。ですが、そもそも「安楽死」の議論は末期癌のひとの苦痛を取り除けないというところで起きてきた議論で、現実にはできる医者に出会えるかどうかがあるようですが、癌の苦痛はほとんど取り除けると言われています。そこで、精神的苦痛という案件もいれたようです。実際、この番組で最初に取り上げられた「フランス人男性」は医者から苦痛を取り除く処置をしますよ、と言われていたのを断ってスイス行きを決めたようです。その他のスイスに来ているこの番組に出ているひとを見るとほとんど「肉体的苦痛」の案件になっていないようです。そもそも、現代的には、「安楽死」を精神的苦痛に適応するのなら、働けなくなったひとは死を選択できますよという映画「PLAN75」(註1)の世界になってしまいます。

三人目の思いとどまった「日本人女性」は、車いすを押して付添で来ていたお父さんとの間で、「わたしが死にたいというのは、わたしのエゴで、それを止めようとするのはお父さんのエゴだ」という話をしていました。自分がこのまま「安楽死」したら、お父さんが

生きれなくなってしまうと思っ止まったのだけど、「エゴ」という言葉で一対一の関係しか見れなくなっているのですが、そもそも、二人目の「日本人女性」、「パーキンソン病」ということですが、そのひとに記者兼ディレクターのひとが、「同じような境遇のひとに与える影響を考えないのか」という主旨の問いかけをしています（これはNHKの番組との徹底した違いですが）。わたしはヒットラーがT4計画で殺した人たちの中に「パーキンソン病」のひとがいたことを想起しました。

この「安楽死」と言われていることは、ここで取り上げられている範囲では、実は「中途障害者」や「進行性の」「障害者」のひとの話なのです。

わたしは他殺——自殺という対比の中で、「自殺」と言われることは、社会の差別的関係の中で殺されるという側面があるとして、「他殺ではない」とは言えないという意味で「自死」という言葉を使おうと提起してきたのですが、実は、自分の中で、他者性として現れてくる「障害」（「障害の医学モデル」へのとらわれ）なることを受け入れられないで、自らを消滅させるという意味で、「障害者」殺しではないかと押さえ直しています。自らの命は自分のものである、いうところで行う行為ですが、それは共同的な関係で生きていところで、「自らの命は自らのものである」ということは成り立たないのです。だからこそ、三人目の女性は思っ止まりました。最初の「フランス人男性」には、妹が付き添っていました。そのショックはきつと癒えないと思います。

さて、そもそも政治家が「老害」とか語り、「90過ぎて延命なんていつまで生きるつもりなんだよ」と公の場で発言した麻生太郎元副総裁、数々の差別発言を繰り返してきた政治家が政府の中核にとどまり続けていました。なぜ、即刻議員辞職まで追っこまれ、2度と政治家に返り咲けないという状況が作り出せないのでしょうか？

そもそも、新自由主義的政策や考え方が広まり「自己決定権の尊重」とかいう名目で、医療や福祉の場面で、「延命処置を望むか望まないか」という選択を迫られる、これは医療や福祉の切り捨て・抑制という名の政権への忖度で、本末転倒の「死へ誘う医療・福祉」という状況さえ生まれてきています。

そんな社会状況の中で、障害差別的意識・世界観・人間観に取り込まれていくのです。そういう中で、「自ら選択する死」に追っこまれるのです。

さて、わたしも心理的マージナリティに陥り易い「障害者」として、思春期を自死願望とその戯れの中で生きていました。ですが、「障害者」宣言を成したところで、「障害者運動主体」として定立したところで、自死するということは、文字通り「障害者」殺しになってしまうのだと思っ始めました。自死にはならない、「障害者殺し」としての「自殺」なのです。

勿論、「障害者運動主体」として定立することに失敗することによって、自死を選択していく構造があるのですが、それらのことを、人間観・世界観から掘り起こして提起して行く必要があります。この番組でALSの岡部さんが語り、あちこちで講演しているように、「死にたい」という思いをもつひとと対話していく必要があるのです。

以前、オーストラリアのバリバリの官僚（註2）で、「認知症」になったひとが当事者運動を起こしていった記録があります。その中で、以前は同時にいつくものことがやれたし、やれないひとを批判していた、「認知症」なった後に、自分の世界観が変わり得たことをむ

しろ喜んでいて、という主旨の話をし、書いています。

そもそも「障害者」と規定される存在になるということで、むしろ、それを否定的にとらえるのではなく、反転させて、自分の存在を反転的に突き出していき、そんな世界観や人間観もあるのです（註3）。

そもそも社会が「障害」を「障害者」がもっている医学モデル的な規定のなかで、否定的に規定しているので、苦難の途なのですが。

（註）

1 たわしの映像鑑賞メモ 073／・早川千絵監督「PLAN75」2022

2 たわしの読書メモ・・ブログ 202／・クリスティーン・ボーデン『私は誰になっていくの？—アルツハイマー病者からみた世界』クリエイツかもがわ 2003

たわしの読書メモ・・ブログ 203／・クリスティーン・ブライデン『私は私になっていく—痴呆とダンスを』クリエイツかもがわ 2004

パートナーの名にしたので名前が変わっていますが、同じ著者です。

3 わたしが出した本、三村洋明『反障害原論』世界書院 2010「第4章 「障害者が障害をもっている」とは」「2節 「「中途障害者」の苦しみ、病気や公害における「障害」の否定性」への批判」を参照してください。

たわしの映像鑑賞メモ 076

・三上智恵監督「戦雲（いくさふむ）」2024

三上監督の作品は、この映像鑑賞メモの最初で取り上げて以降、ずっと見ています。YouTube で流されるテレビ局のアナウンサー兼ディレクター時代の映像とか三上さんのテレビに出たトークの映像とか、映画のアフタートークの映像とか、マガジン9 とかの映像も追いかけています。最近、コロナ禍になって、そしてわたし自身がトイレが近くなって、劇場には映画を観に行かなくなって、専ら、少し遅れてのビデオ配信で映画を観るようになっていました。久しぶりの映画館での映画鑑賞です。アフタートーク付きの予約で見ようかと予約状況を調べたら、まだ少し席が空いていたのですが、途中でトイレに出られる席ではなかったもので、少し日にちを遅らせて平日にしたのですが、予約制になっていて、しかも満席に近い状態、予約を取って喫茶店に行き時間になって戻ってきたときには、満席になっていました。最初の石垣島の山里節子さんの歌から涙が出てきて、三上さんがこの映画の宣伝であちこちのインターネットの情報番組に出ていて、「明るい映画にしました」と言っていたのに話が違うと思って観ていました(笑)。

そもそも、最初は沖縄のひとたちを守るためと言っていたのに、そして基地の建設も監視のためとか言っていたのに、今の政治の嘘とごまかしの典型的なこと、象徴するようなことを推し進め、ミサイルの配備という、いざ戦争になったら最も攻撃を受けやすい武器の配置までなしてきています。

今回の映画がこれまでの三上さんの映画と少し違っているのは、人々の生活を描いていることです。戦争になったら避難計画で待避させるとかの計画を作っているのですが、そもそもの避難計画がどうなっていくのかは原発事故の避難で起きたことや、その計画の破

綻、そして対馬丸事件などの歴史をとらえれば、これも嘘とごまかしの塗りなものはあきらかなのです。ひとびとの日々の営みや祭りの様子などが、そして、この映画に出て来る牛や馬ややぎとかがどうなっていくのか、ぞっとするのは、フクシマ原発事故の牛の骨だけになった映像を観ていて、それと重なって、「ぞっと」がストレートに怒りにつながっていくのです。末端の自衛隊員や防衛省のひとたちが、「守りますよ」とか「避難の話」などしているのですが、わたしには原発誘致で動いていた電力会社の社員の話と重なりました。日々の生活や営みが、事故や戦争になったら、全部消え去るのです。なんとかして戦争になることを抑えなければならないのに、今、沖縄で起きているのは、全く真逆ことです。そして、それは沖縄だけでなく、「本土」でも、同様のことがどんどん進んでいるのです。

沖縄の反対運動をしているひとたちは、今回メインになっている山里節子さん（その即興の歌は心に突き刺さります）はじめ、今回は余り出てきませんが山城博治さんとかも、何人ものひとの「反対運動の名言集」として記録しておきたい発言がいくつも出ていて、ここに書き起こして置きたいのですが、またビデオとか出てきたときや買い求めた新書版の同名の本の読書メモで試みます。

そもそもどうして過去の戦争の歴史からひとは学ばないのか、どうして戦争がなくならないのか、わざわざ戦争への途を作り出すようなことをしていくのか、絶望的な思いの中で、それでも発言せざるをえないというところで反対運動があり、そして揺らいでいく容認派のひとや、そして反対運動のひとの言葉に衝き動かされるであろう、自衛隊のひとたちも、この映画で描こうとしています。自衛隊の隊員や家族が島の祭りとかにも参加するようになっていて、カヌーの競技で応援していた子どもに三上さんがインタビューしていると、鳥取からきたという話になって、お父さんが自衛隊員だと分かるというシーンが出てきます。その子どもが将来基地反対で沖縄に帰ってくるという想起が三上さんには起きたようです。わたしは電力会社の社員で賠償の担当をしていて、病んで労災を申請するようになり、東電と裁判をしているひとの話を、原発の反対運動の集会で聞いたことがあるのですが、その自衛隊のことどもがどんな思いで生きていくのだろうと想起してしまいました。

このメモは急遽挟みました。まだ劇場で上映中です。是非、劇場に観に行ってください。

インターネットへの投稿から

2024. 3. 17 TBS 報道特集 安楽死特集

昨日3月16日のTBS報道特集で、安楽死の特集を組んでいました。

もうたいぶ前に、NHKの安楽死スイス行きのひどい番組がありましたが、途中で安楽死はしないというひとの話を挟んでですが、最初二人の安楽死をなしとげる話が出て来て、両論併記的な番組になっていて、それを観ながら報道特集もこんな番組を作るようになったのかと、抗議のメールを出そうとしていたのですが、更に話が進んで、スイスまで来て寸前で思いとどまり日本に帰っていった話が出てきて、後でALSの岡部さんが出てきて、安楽死批判の言説と活動が紹介されていました。最後に安楽死など望まないで生きれる制度の作りという提起のリベラルな報道特集の安楽死批判の番組になっているととらえ返していました。

ですが、途中で観るのを止めると両論併記的な、安楽死にひきずられることになってしまふので、最後まで見られること提起して、報道特集の当該の番組へアクセスのURLを出しておきます。

[報道特集 安楽死を考える① | 無料見逃し配信中! <TBS FREE>](#)

[報道特集 安楽死を考える② | 無料見逃し配信中! <TBS FREE>](#)

それでも危うさを感じつつ、わたしの「個人的」意見も書き添えますが、わたしは、生きたる制度論からもう一歩進んで、なぜ、「安楽死したいと思うのか」、それが出て来る世界観—人間観、その土台にある社会的制度論だけでない「社会的関係性の総体」にまで踏み込んだ議論や取り組み・取り上げ方が必要なのだと思います。

HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

- ◆「反障害通信 146 号」アップ(24/4/3)
- ◆メインの「反障害—反差別研究会」のホームページに不備・加筆することがあり、昨年かなり大幅な更新をしました。「今後の課題」など関心をもってもらえる方は、読んでもらえると幸いです。<http://www.taica.info/kaikadai2.pdf>
- ◆「反差別資料室 A」「反差別資料室 C」で見れなかったところをチェックして一部修正して再アップしました。今のところ、全部見れるようになっています。
- ◆「反差別資料室 C」の「文献室」も、新しい本の購入や読書に合わせて、昨年3月の末に二年ぶりにリアップしています。
- ◆[廣松ノート]を一時的に、「反差別資料室 C」に入れていたのですが、メインホームページ「反障害—反差別研究会のHP」のIV. F[廣松ノート]に移しました。

<http://www.taica.info/hiromatunote.html>

(編集後記)

- ◆今回は最近定例化しつつあった偶数月二回の一回目です。で、折角パターン化しつつあったのを、読書メモの原稿が溜まって、どうしようもなくなったので、結局、少なくとも8月まで月二の発刊にします。
- ◆巻頭言は、「力による現状変更は許されない」の話、これが憲法9条や国連憲章の中身で、それで戦争のない世界を作っていくテーゼなのですが、歴史修正主義者の安倍元首相が口にするまさに悖理なのです。
- ◆読書メモは、[廣松ノート]の『弁証法の論理』に入りました。9回に分けて掲載になります。読書は既に次の『物象化論の構図』に入っています。第一次学習の収束のメドが立ってきました。
- ◆今回は、「映像鑑賞メモ」と「インターネットへの投稿」を久しぶりに入れました。安楽死問題を取り上げていた「報道特集」を観て、インターネットへ投稿し、それを膨らませて、「映像鑑賞メモ」にしました。「報道特集」は、テレビの情報番組が観るに耐えなくなっている中で、唯一的に基本共鳴して観れる番組なのですが、それでも今回は併論表記的

になっています。メインの膳場キャスターが「サンデーモーニング」の関口さんの代わりに入るようです。「報道特集」は調査報道番組なので、貴重な番組だったのですが、どうなるか心配です。

もうひとつは、久しぶりに劇場で観た三上智恵監督の沖縄映画、ずっと追っかけています。

◆「社会変革への途」中断していましたが、中身的なことが開けてきています。とりあえず、巻頭言でイメージを出していっています。

反障害—反差別研究会

■会の方針

「障害学において、「障害とは何か」という突き詰めがなされないまま、議論の煮詰めもなされないままでした。そこから起きる混乱が、「障害者運動」の方向性を見出していく作業を妨げていました。イギリス障害学が障害の医学モデルから「社会モデル」への転換をなそうとしました。しかし、もう一段掘り下げた作業をなしえぬまま、医学モデルへの舞い戻りという事態が起きているようです。また、各国で差別禁止法とか「解消法」が作られています。そこでのモデルは結局医学モデルでしかない状態です。この「会」でやろうとしている議論・研究は、障害問題を解決していくための「障害者運動」のための理論形成の作業です。「会」としては「社会モデル」から更に、関係モデルへの転換を提起しています。実は、日本の「障害者」の間では、既にこの議論を先取りするような議論もなされていました。そのことが整理されないままになっています。改めてそれらのことともとらえ返しながら、議論をすすめて行きたいとも思っています。また、障害と差別はかなり重なる概念です。他の反差別運動の中での議論や認識論的議論も織り込みながら、議論を進め理論形成していきます。そして、「差別はなくなる」とか「社会の基本構造は変わらない」という意識が、今のこの社会を覆っていきます。そういう中で、今の社会の枠組みに限定した議論になっていき、そのことが論の深化を妨げる事態も生じています。だから、過去の社会を変えようという運動の総括も必要になっています。そのことにも、差別ということをキー概念としながら議論・深化していきたいと考えています。(文責 三村)

■連絡・アクセス先

Eメール hiro3.ads@ac.auone-net.jp (三村洋明)

反障害—反差別研究会 HP アドレス <http://www.taica.info/>

「反障害通信」一覧 <http://www.taica.info/kh.html>

反差別資料室 C <https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3>

ブログ「対話を求めて」 <http://hiroads.seesaa.net/>

反差別資料室 A <https://hiro3ads6.wixsite.com/adshr1>